

岩手県・宮城県・福島県
復興担当部長 殿

復興庁統括官

東日本大震災の被災者に対するマイナンバーが記載された通知カードの送付に係る配慮のお願い

いわゆるマイナンバー法が平成27年10月5日に施行され、原則として住所地に通知カードが送付されることとなります。

ただし、東日本大震災の被災者等については、当該者の居所を平成27年9月25日までの間に登録すること（事前に市町村が登録対象者の居所情報を把握している場合には当該登録対象者の同意を得る等により、通知カードを送付することも可能）により、当該居所において通知カードの送付を受けることができることとされています。

各市町村では、すでに対応いただいていることと思いますが、被災者の多くの方が居住地以外の居所に避難されていることから、通知カードの送付を確実に受けることができるよう、マイナンバー担当部局とも密接に連携し、被災者の態様に応じて、きめ細かな配慮をするよう市町村に対してよろしく申し上げます。

なお、ご配慮いただきたい対応策を下に掲げておりますので、参考としていただくようお願いいたします。また、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言として発出することを申し添えます。

<ご配慮いただきたい対応策>

- 1 仮設住宅又はみなし仮設住宅に入居されている被災者に対して
 - ・ 市町村が把握している入居者情報を活用して、本人の同意を得た上で、居所に通知カードを送付する（最新の居所情報を用いるようお願いいたします）。
 - ・ 仮設住宅ごとに説明会を開き、職員等が直接個々の被災者に居所情報の登録手続の説明を行うとともに、必要に応じて登録対象者に対し申請書の作成支援等を行う。
 - ・ 被災者の見守り活動等の機会を活用し、周知や申請書の作成支援等を行う。
- 2 避難指示を受け、避難されている被災者に対して
 - ・ 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成23年8月12日法律第98号）に基づく避難場所等の届出等により、市町村が事前に登録対象者の居所情報を把握している場合には、本人の同意を得た上で、当該居所に通知カードを送付する（最新の居所情報を用いるようお願いいたします）。

3 自主避難をされている被災者に対して

- ・ 市町村が事前に登録対象者の居所情報を把握している場合には、本人の同意を得た上で、当該居所に通知カードを送付する（最新の居所情報を用いるようお願いします）。
- ・ ホームページ、広報紙等の媒体を活用し、広報・周知の徹底を図る。

連絡先：

復興庁統括官付参事官付（地域班） 石切山
03-5545-7385（直通）
03-5545-0525（FAX）
masataka.ishikiriyama@cas.go.jp（メール）

【参考】

・「やむを得ない理由により住所地において通知カードの送付を受けることができない者に対する通知カード送付に係る事務処理要領について」（平成27年7月27日付け総行住第78号通知）

・「やむを得ない理由により住所地において通知カードの送付を受けることができない者に対する通知カード送付に係る質疑応答集」（平成27年7月27日付け総行住第79号通知）
（抜粋）

問19 事前に市町村が登録対象者の居所情報を把握しているため、当該情報を基に通知カードを送付する場合、当該登録対象者に連絡する必要があるか。

答 事前に市町村が登録対象者の居所情報を把握している場合であっても、居所に通知カードを送付することにつき当該登録対象者の同意を得る必要があるため、当該登録対象者へ居所に通知カードを送付する旨の連絡をする必要がある。ただし、当該登録対象者から事前に同意を得ている場合には、改めて同意を得る必要はない。

なお、いずれの場合においても、当該登録対象者の居所情報は最新のものとすることに留意する必要がある。

問20 事前に市町村が登録対象者の居所情報を把握しており、当該情報を基に通知カードを送付する場合、居所に通知カードを送付することにつき当該登録対象者の同意を得る代わりに、居所に通知カードを送付する旨及び住所地への送付を申し出ることができる旨を記載した通知を送付することとしてもよいか。

答 差し支えない。

なお、当該登録対象者の居所情報は最新のものとすることに留意する必要がある。